右の議案を提出する。

平

成

+

Ξ

年

+

月

=

+

匹

日

江 戸 Ш X 自 動 車 駐 車 場 の 指 定 管 理 者 の 指 定 に つ

いて

出者 江戸川区長

提

多多

田

正

見

地

方

自

治

法

 $\overline{\phantom{a}}$ 

昭

和

+

年

法

律

第

六

+

七

号

 $\overline{\phantom{a}}$ 

第

\_

百

兀

+

兀

条

の

第

六

項

の

規

定

江 戸

Ш

 $\overline{X}$ 

自

動

車

駐

車

場

の

指

定

管

理

者

の

指

定

に

つ

しし

て

に

ょ

IJ

江 戸

Ш

X

自

動

車

駐

車

場

の

指

定

管

理

者

を

次

の

ょ

う

に

指

定

す

る

0

た  $\overline{\phantom{a}}$ L 江 ま 戸 す

説 明

Ш X 自 動

車 駐 車 場 の 指 定 管 理 者 を 指 定 す る 必 要 が あ る の で ` 本 案

> を 提

> 出

しし

江戸川区東大島駅駐車場江戸川区なぎさ南駐車場江戸川区新川地下駐車場 名 称 四番一号 大阪市西淀川区柏里二丁目 所 在 指 地 定 代表取締役 告野 野里電気工業株式会社 管 名 理 者 満彦 称 成二十九年三月三十一日まで平成二十四年四月一日から平 指 定 の 期 間